

# 経 済 産 業 省

平成19・12・12原院第5号

平成20年1月28日

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第  
二十五条の運用について（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 1 3 1 C - 0 7 - 2 8

原子力安全・保安院は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条の運用について（内規）」を制定したので、原子力事業者等に対し、通知することとする。

(別添)

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条  
の運用について(内規)

平成20年1月28日  
原子力安全・保安院

運用の基本的な考え方

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第六十二条の三(主務大臣等への報告)に基づく核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(以下「外運搬規則」という。)第二十五条(以下「外運搬報告基準」という。)の規定は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の運搬中(工場又は事業所外における運搬を開始し、終了するまでの間をいう。)に発生した事象について適用されるものとする。
2. 運搬を行う原子力事業者等(製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)をいう。)は、事象が外運搬報告基準の各号のいずれかに該当すると判断したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処理を十日以内に当院に報告するものとする。この場合、「十日以内」とは、事象が外運搬報告基準の各号のいずれかに該当すると判断した日から起算するものであり、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第項各号に掲げる日をいう。)を算入するものとする。

なお、必要に応じ、原子力事業者等が、当院に対する報告の前に当該事象について公表すること(関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により当該事象を対外的に公にすることをいう。)は差し支えない。

外運搬報告基準の各号について

外運搬報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次の通りである。

なお、当該報告基準における「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいう。

一. 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

1. 目的

核物質防護及び放射線防護の観点から、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬(以下「事業所外運搬」という。)において核燃料物質の盗取又は所在不明があっ

た場合に報告を求めるものである。

## 2. 運用上の留意点

事業所外運搬において、搬入時における運搬する核燃料物質の数量が搬出時の数量と比較して減少した場合は、合理的な評価によって説明できる場合を除き、減少した核燃料物質の種類を問わず、核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたものとして、本号に該当するものとする。

### 二．核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

#### 1. 目的

事業所外運搬は、一般公衆が生活し、かつ、核燃料物質の管理が行われない一般の環境の下で行われるものである。そのような状況下において核燃料物質等が異常に漏えいしたときは、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行う必要があるため、報告を求めるものである。

#### 2. 語句・文章の解釈

「異常に漏えいしたとき」：核燃料輸送物から放射性物質が漏えいしたとき。ただし、BM型輸送容器又はBU型輸送容器の密封装置から放射性物質が漏えいした場合は、その漏えい率が、外運搬規則第十九条第一項第六号に掲げる「核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書」に記載された発送前に行う検査の合格基準を超えたとき。

### 三．前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

#### 1. 目的

核燃料物質等の運搬が原因で人の障害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の発生及び拡大の防止、原因究明並びに再発防止対策の検討を行うことから、報告を求めるものである。

#### 2. 語句・文章の解釈

「軽微なもの」：事業所外運搬の中止その他事業所外運搬に対する支障を生じさせない程度の運搬従事者又は一般公衆の障害

#### 3. 運用上の留意点

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条に規定する主務大臣等へ通報すべき事象（事業所外運搬に係るものに限る）に該当する事象が発生した場合は、本号に該当するか否かを確認するものとする。